

第3章 本県教育の目指す姿

1 目指す姿

本計画を着実に進めることにより、計画期間である10年間を経過した段階で次のような姿が実現していることを目指すものとします。

学校・家庭・地域の強い絆のもとで、よりよい未来を創造する高い志を持った、心身ともに健やかな子どもが育っています。

そして、人々が生きがいを持って、生涯にわたり、多様に学び、交流する中で、潤いのある文化を守り育む地域社会が形成されています。

2 計画の目標

本県教育が10年後に目指す姿の実現に向けて、具体的には、次の5つを本計画の目標として取り組んでいきます。

<目標1> 自他の命を大切にし、高い志と思いやりの心を持つ、心身ともに健やかな人間を育む。

②人間が社会の一員として生きていくためには、生命を大切にする心や思いやりの心、規範意識などの道徳性を持ち、互いを尊重し、共に支え合い、助け合っていくことが必要です。また、様々な人との関わりを通して自己理解や他者理解が深まることで、自らの生き方の主体的な探求につながり、その結果として、より良い未来を創造する高い志を持つことができるようになります。

このことから、③他者や社会との関わりを再認識させた震災の経験を、自分を見つめ直す機会ととらえ、自己の成長につなげていく意味においても、本県独自の取組である「志教育」を一層推進し、教育活動全体を通じて、豊かな人間性や社会性、そしてその土台となる健やかな体を育み、心身ともに健やかな人づくりを進めます。

<目標2> 夢④や志の実現に向けて自ら学び、自ら考え行動し、社会を生き抜く人間を育む。

グローバル化や情報化の進展など多様で変化の激しい社会を生き抜いていくためには、基礎的・基本的な知識・技能の定着とともに、学んだことを活用して自ら考える主体的・能動的な力が求められています。

このことから、幼児期から学ぶ意欲の源となる夢や志を育み、その実現に向けて強い意志を持って自律的に行動し、社会を生き抜く人づくりを進めます。

<目標3> ふるさと宮城に誇りを持ち、東日本大震災からの復興、そして我が国や郷土の発展を支える人間を育む。

東日本大震災からの復興を実現し、持続可能な地域社会をつくっていくために何より必要なのは、未来を担う人材の育成です。そして、県民一人一人がふるさと宮城に誇りを持ち、本県の再生、発展に向けて主体的に取り組んでいくことが必要です。

このことから、子どもたちに郷土を愛する心や社会に貢献する力を育み、宮城の将来を担い、我が国や郷土の発展を支える人づくりを進めます。

<目標4> 学校・家庭・地域の教育力の充実と連携・協働の強化を図り、社会全体で子どもを守り育てる環境をつくる。

次代を担う子どもたちを育てていくためには、学校のみならず家庭や地域が、教育の観点でそれぞれの役割を果たしながら緊密に連携・協働し、社会総がかりでの教育の実現を図ることが必要です。

このことから、学校を中心として子どもたちが安心して学べる教育環境づくりを進めるとともに、学校・家庭・地域それぞれの教育力の充実と連携・協働の仕組みづくりを行い、社会全体で子どもを守り育てる環境をつくっていきます。

<目標5> 生涯にわたり学び、互いに高め合い、充実した人生を送ることができる地域社会をつくる。

県民一人一人が自己の人格を磨き、豊かで充実した人生を送るためには、学校や社会で行われる学習活動をはじめ、文化活動、スポーツ活動など様々な活動を通して、生涯にわたって主体的に学習に取り組むことが必要です。また、生涯学習に取り組む中で、仲間と互いに高め合い、学ぶ楽しさや喜びを広げ、そして学びの成果を社会に還元していくことが、より良い地域づくりや社会づくりにつながっていきます。

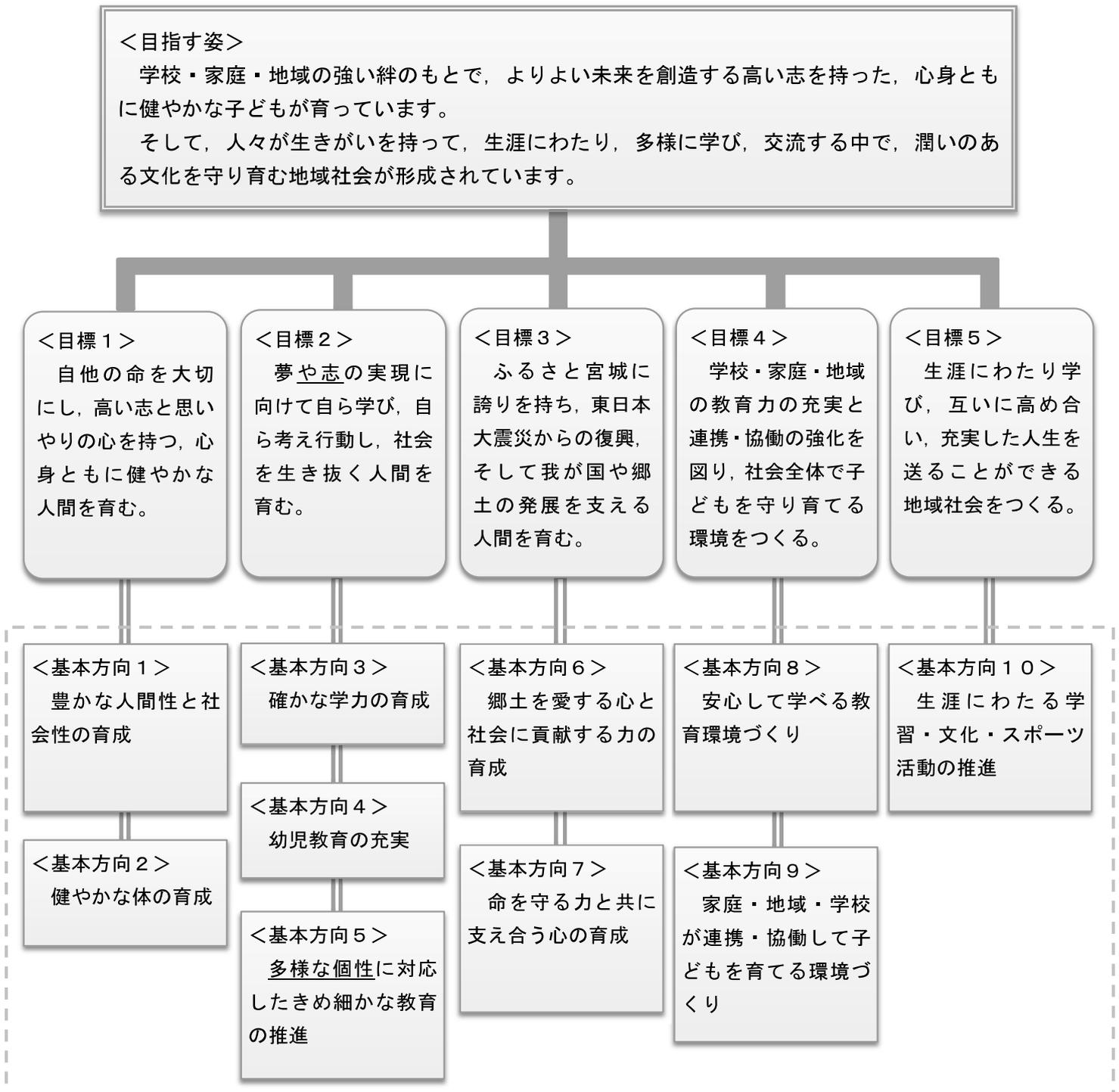
このことから、県民誰もが、生涯にわたり学び続け、文化芸術やスポーツなどに親しむことができる生涯学習社会を築いていきます。

第4章 施策の展開

1 施策の全体体系

本計画では、計画の理念として掲げた「目指す姿」と5つの「計画の目標」のもと、それらの実現に向けて取り組んでいきます。

そのために実施する主な施策を10の「基本方向」に分け、全部で34の取組を実施します。また、そのうち16の取組については、重点的取組として特に力を入れて推進していきます。

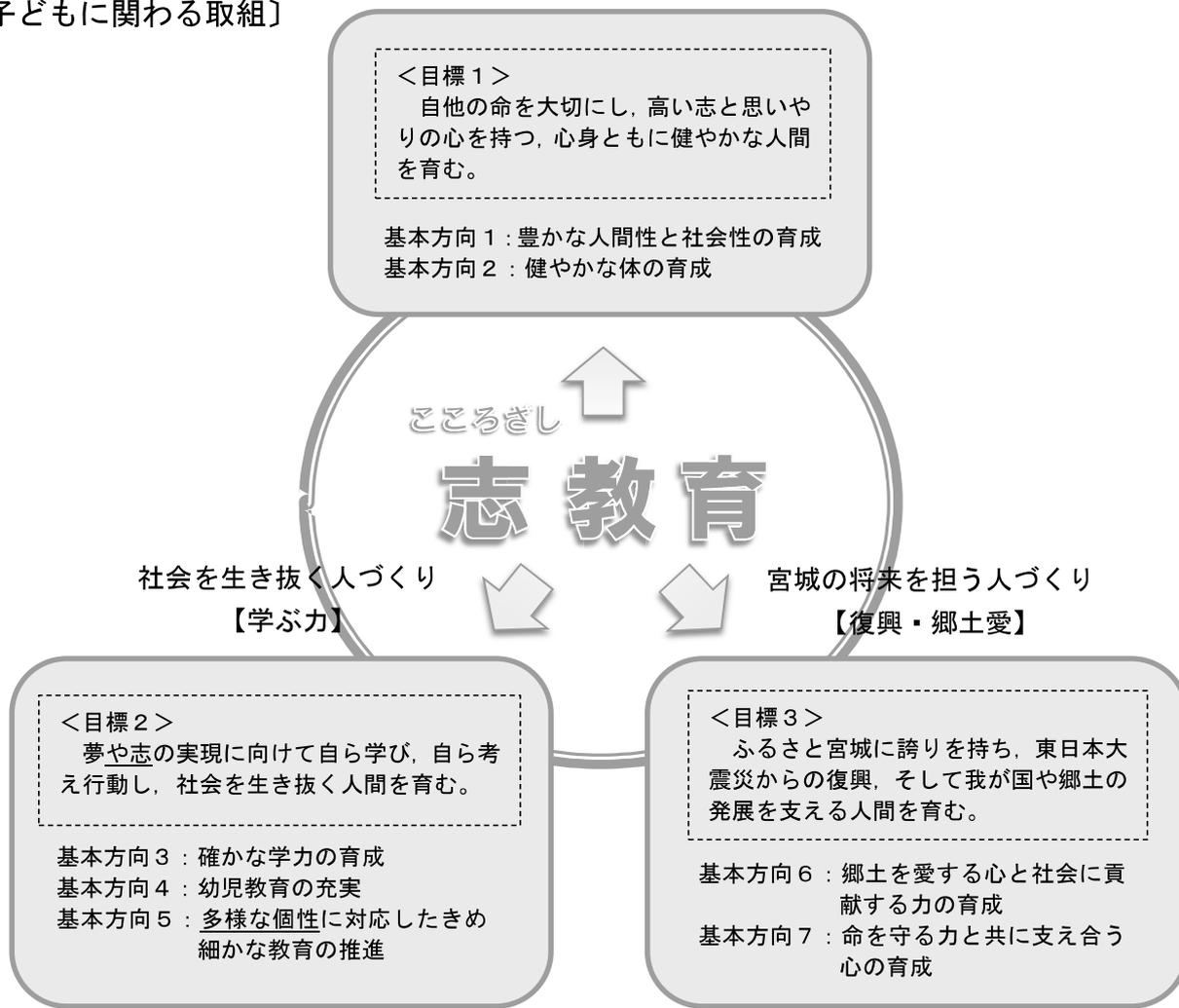


(5) イメージ図

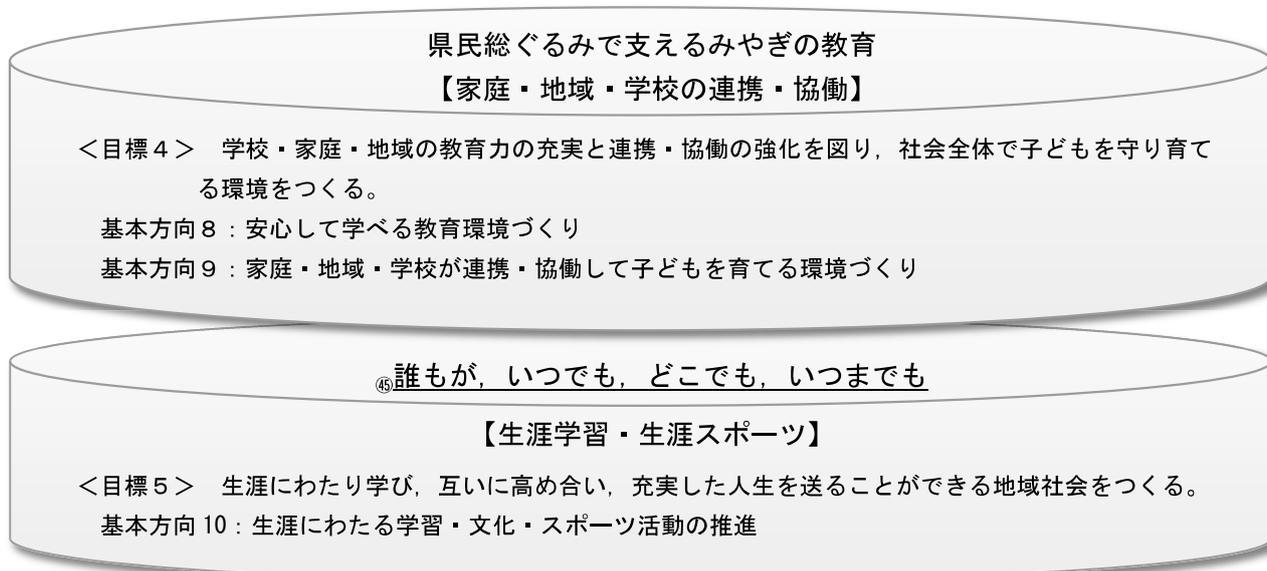
心身ともに健やかな人づくり

【心と体】

〔子どもに関わる取組〕



〔子どもに関わる取組を支える基盤〕



2 施策の基本方向

＜計画の目標＞		ページ 番号
＜基本方向名＞		
＜取組名＞		
目標 1：自他の命を大切にし、高い志と思いやりの心を持つ、心身ともに健やかな人間を育む。		
基本方向 1：豊かな人間性と社会性の育成		P. 31
(1) 生きる力を育む「志教育」の推進	重点的取組 1	P. 31
(2) 思いやりがあり感性豊かな子どもの育成	重点的取組 2	P. 32
(3) いじめ・不登校等への対応、心のケアの充実	重点的取組 3	P. 33
基本方向 2：健やかな体の育成		P. 36
(1) 健康な体づくりと体力・運動能力の向上	重点的取組 4	P. 36
(2) 食育の推進		P. 37
(3) 心身の健康を育む学校保健の充実		P. 38
目標 2：夢や志の実現に向けて自ら学び、自ら考え行動し、社会を生き抜く人間を育む。		
基本方向 3：確かな学力の育成		P. 39
(1) 基礎的・基本的な知識・技能の定着と活用する力の伸長	重点的取組 5	P. 39
(2) 国際理解教育の推進		P. 40
⑩ (3) ICT（情報通信技術）教育の推進		P. 40
(4) 時代の要請に応えた教育の推進		P. 41
基本方向 4：幼児教育の充実		P. 43
(1) 幼児期における「学ぶ土台づくり」の推進	重点的取組 6	P. 43
(2) 幼児教育の充実のための環境づくり		P. 44
(3) 幼児教育の推進に向けた体制づくり		P. 44
基本方向 5：多様な個性に対応したきめ細かな教育の推進		P. 45
(1) 自立と社会参加に向けた切れ目のない支援体制づくり	重点的取組 7	P. 45
(2) 個々の能力を最大限に伸ばす学校づくり		P. 46
(3) 共生社会の実現に向けた地域づくり		P. 47

＜計画の目標＞		ページ 番号
＜基本方向名＞		
＜取組名＞		
目標 3：ふるさと宮城に誇りを持ち，東日本大震災からの復興，そして我が国や郷土の発展を支える人間を育む。		
基本方向 6：郷土を愛する心と社会に貢献する力の育成		P. 48
(1) 伝統・文化の尊重と郷土を愛する心の育成		P. 48
④ (2) 文化財の保護と活用		P. 49
(3) 宮城の将来を担う人づくり 重点的取組 8		P. 49
基本方向 7：命を守る力と共に支え合う心の育成		P. 51
(1) 系統的な防災教育の推進 重点的取組 9		P. 51
(2) 地域と連携した防災・安全体制の確立		P. 53
目標 4：学校・家庭・地域の教育力の充実と連携・協働の強化を図り，社会全体で子どもを守り育てる環境をつくる。		
基本方向 8：安心して学べる教育環境づくり		P. 54
(1) 教員の資質能力の総合的な向上 重点的取組 10		P. 54
(2) 学びのセーフティネットの構築に向けた学習環境の整備充実 重点的取組 11		P. 56
(3) 開かれた魅力ある学校づくりの推進 重点的取組 12		P. 57
(4) 学校施設・設備の整備充実		P. 58
(5) 私学教育の振興		P. 58
基本方向 9：家庭・地域・学校が連携・協働して子どもを育てる環境づくり		P. 59
(1) 家庭の教育力を支える環境づくり 重点的取組 13		P. 59
(2) 地域と学校の新たな連携・協働体制の推進 重点的取組 14		P. 60
(3) 子どもたちが安全で安心できる環境づくり		P. 61
目標 5：生涯にわたり学び，互いに高め合い，充実した人生を送ることができる地域社会をつくる。		
基本方向 10：生涯にわたる学習・文化・スポーツ活動の推進		P. 63
(1) ⑤誰もがいつでも学ぶことができる環境の充実 重点的取組 15		P. 63
(2) 多様な学びによる地域づくり		P. 64
(3) 文化芸術活動の推進		P. 65
(4) スポーツの価値を活用した生涯スポーツ社会の構築 重点的取組 16		P. 65
(5) 競技力向上に向けたスポーツ活動の推進		P. 66

目標 1：自他の命を大切にし、高い志と思いやりの心を持つ、心身ともに健やかな人間を育む。

基本方向 1 豊かな人間性と社会性の育成

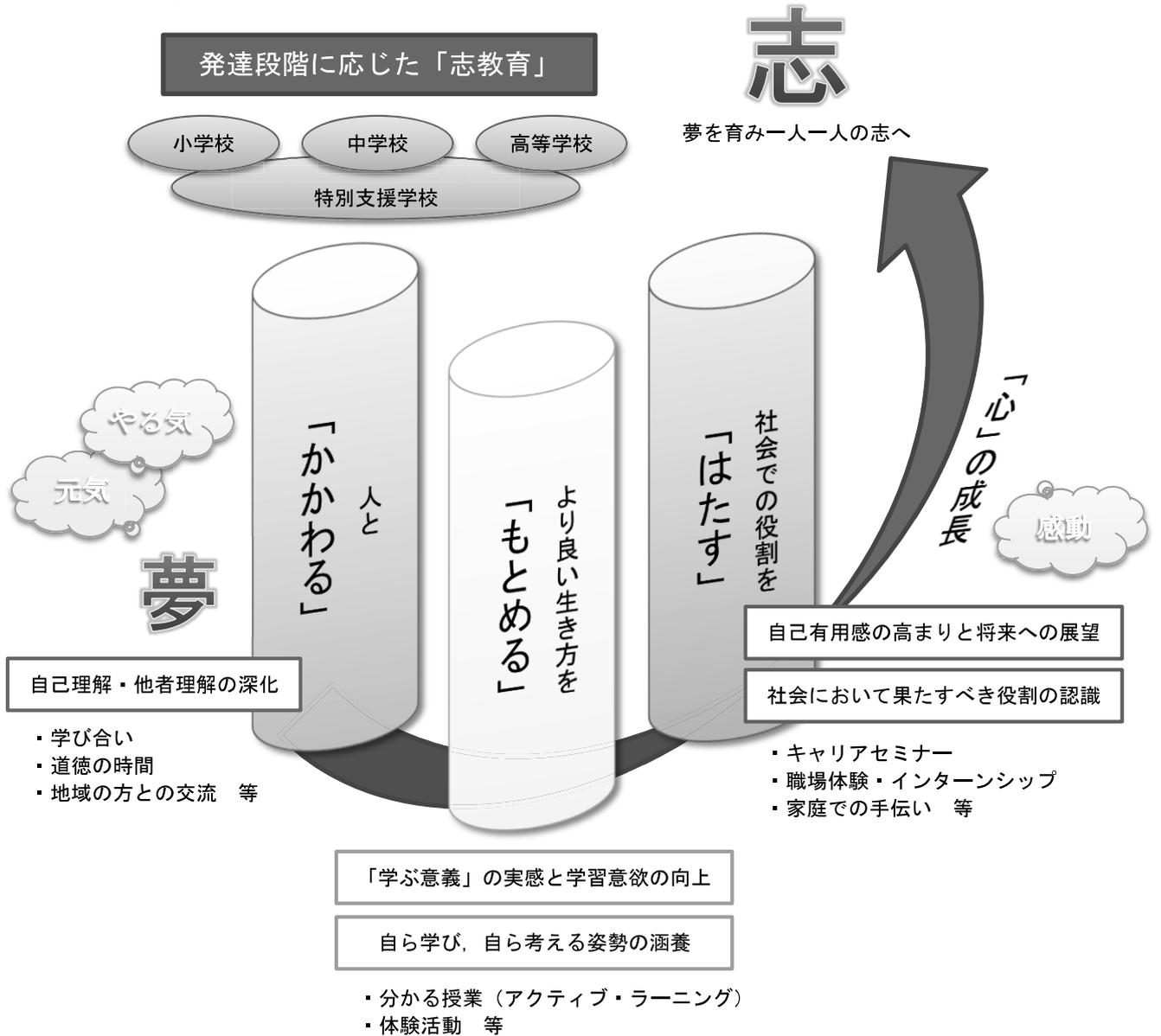
<方向性>

- ・ 本県独自の取組である「志教育」を一層推進し、社会性や勤労観、職業観の涵養を図るとともに、何事にも確かな意欲をもって取り組むことにより、知・徳・体のバランスの取れた人格の形成を促し、生きる力を育みます。
- ・ 道徳教育や様々な体験活動、文化活動、読書活動等を通して、自他の命を大切にし、互いに尊重し合う心や社会の一員としての規範意識、美しいものや自然に感動する心など、豊かな心を育みます。
- ・ 本県の喫緊の課題である、いじめ、不登校等について、関係機関との連携を一層強化するとともに、関係者がチームとして、未然防止、早期発見・早期対応に取り組めます。また、震災による様々な環境の変化などに伴う子どもたちの心のケアに、きめ細かく対応します。

(1) 生きる力を育む「志教育」の推進 重点的取組 1

- ・ 小学校段階から児童生徒の発達段階に応じ、系統的な教育活動を通じて「志教育」を一層推進し、人や社会とのかかわる中で、社会性、勤労観を養い、自らの在り方や生き方について主体的に探求させるとともに、「志教育」を通して何事にも確かな意欲を持って取り組むことにより、高い志と豊かな心を持った人づくりを進めます。
- ・ 「志教育」を継続、発展して推進し、⑥集団や組織の中で自己の役割を果たすことを通して自己有用感や自己肯定感を高めるとともに、社会の一員として他者や社会に貢献しようとする心などを育み、発達段階に応じた確かな「心」の成長を目指します。
- ・ 震災を通じて活発化したNPO等民間団体と学校との連携強化を図り、「志教育」を推進します。
- ・ みやぎの先人集「未来への架け橋」を活用し、本県ゆかりの先人の活躍に触れ、その考え方や生き方を学ぶことを通じて、「志教育」を推進します。

<「志教育」の推進>

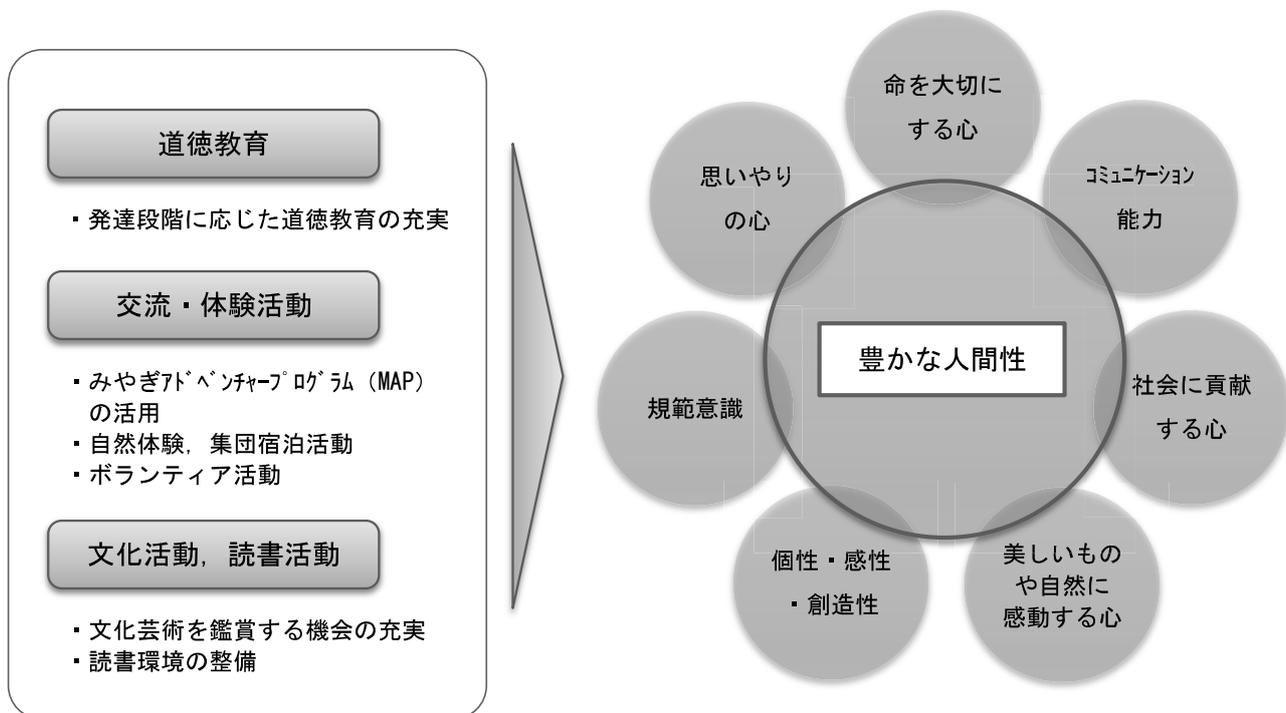


(2) 思いやりがあり感性豊かな子どもの育成 **重点的取組2**

- ・ 自他の命を大切にし、^⑦互いに尊重し合う心や思いやりの心、社会の一員としての規範意識を育てる道徳教育に取り組むとともに、志教育の充実を図り、目標を持って学ぶ態度やより良い人間関係を築く力を育みます。
- ・ みやぎアドベンチャープログラム（MAP）^{※16}をはじめとした、経験したことや考えたことを自分自身の言葉で表現するとともに、相手の言葉を理解しようとする意欲や態度を重視した学習を充実させることによって、児童生徒のコミュニケーション能力の育成に取り組めます。

- ・ 各地にある自然の家等での自然体験や集団宿泊活動，各種のボランティア活動等を通して，感性を豊かにするとともに，社会性，協調性，自立性等の人間関係形成能力を育みます。
- ・ 優れた文化芸術を鑑賞する機会や発表，交流の場の充実を図るなど，文化芸術活動を通して豊かな人間性を形成し，個性，感性及び創造性を育みます。
- ・ ⑧家庭，地域，学校，図書館等が連携・協力し，積極的に読書環境の整備を推進することにより，子どもたちに読書の楽しさや面白さを広め，豊かな心を育みます。

<豊かな人間性の育成>

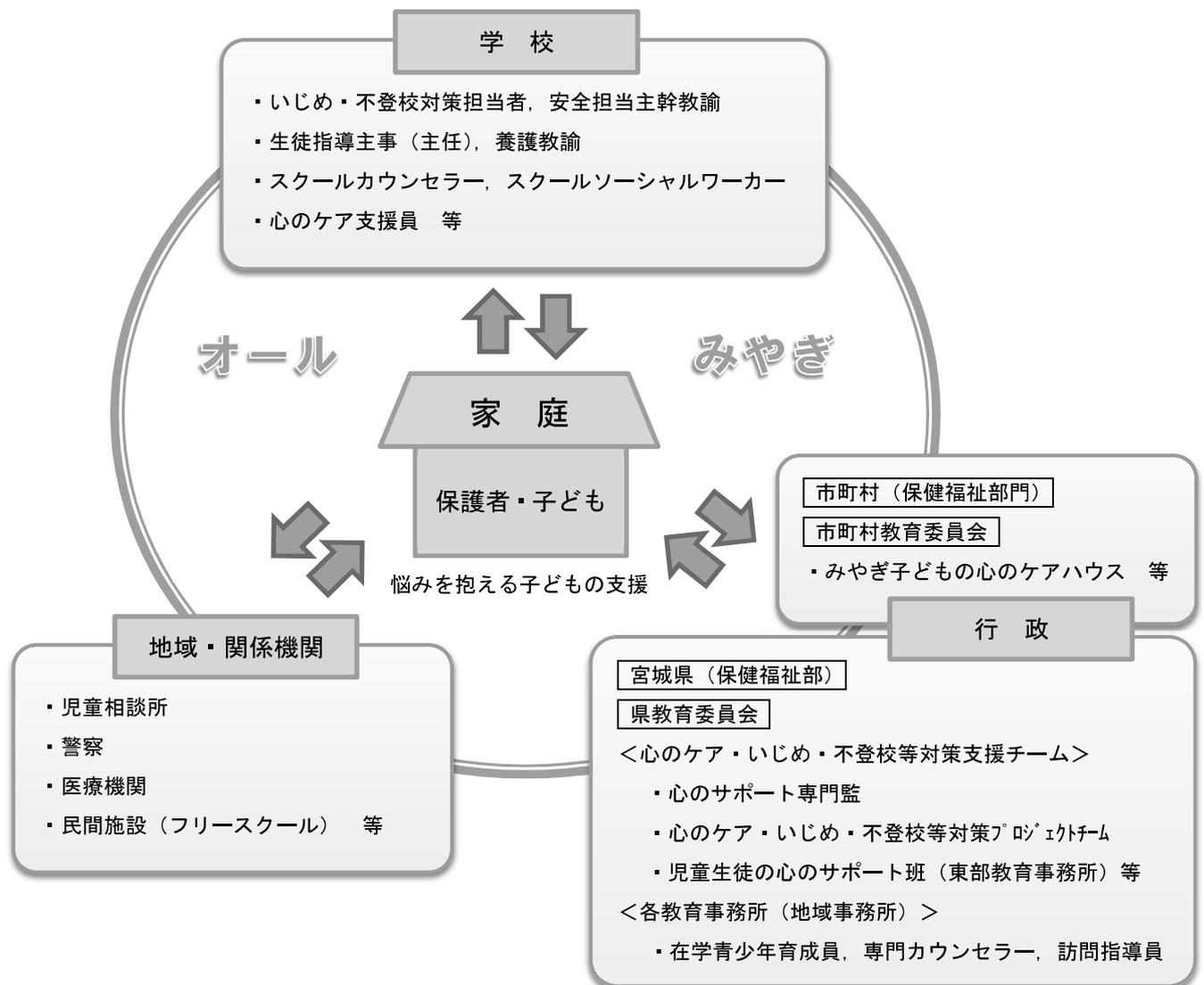


(3) いじめ・不登校等への対応，心のケアの充実 重点的取組3

- ・ 学ぶことの楽しさや意欲を育む「分かる授業」の実践や，道徳教育，体験活動などを通じたより良い人間関係づくりに取り組むことにより，自己肯定感や学校生活に対する充実感を高め，全ての児童生徒が「行きたくなる学校」づくりを目指します。
- ・ 市町村や学校，教育事務所などに専門的知識・経験を有するスクールカウンセラー，スクールソーシャルワーカーなどを配置・派遣するとともに，教職員の生徒指導や教育相談に関する専門的・実践的な研修を実施し，教育相談体制の充実を図ります。

- ・ ⑨心理や福祉等の専門家や，児童相談所，医療機関及び警察などの関係機関，地域，民間施設（フリースクール^{*17}等）と連携し，チームとしていじめ・不登校等の未然防止，早期発見・早期対応に取り組みます。
- ・ 学校外のアウトリーチ機能を持つ教育相談・登校支援の拠点として市町村が設置する「みやぎ子どもの心のケアハウス」等を支援するなど，休みがちな児童生徒を含めた不登校児童生徒の自立支援に取り組みます。
- ・ ⑩スポーツや文化芸術の力も生かしながら，被災した子どもたちに対するきめ細かな心のケアを長期的・継続的に取り組みます。
- ・ ⑪心の健康に関する総合的な知識や，自らの心の不調等に気付く能力，心の健康に役立てる態度や行動を育みます。

<いじめ・不登校等，心のケアに関する体制イメージ>



※16「みやぎアドベンチャープログラム (MAP)」:

課題解決型体験学習法の一つであるプロジェクトアドベンチャーの考え方や手法を取り入れた県独自の教育方法（プロジェクトアドベンチャー：グループでの冒険活動を通じて、チームワーク、信頼感、コミュニケーション能力、チャレンジ精神などを学び、他者理解と自己理解を進めて、個人の成長と人間関係の改善を目指すプログラム）。

※17「フリースクール」:

不登校の子どもたちなどが学習指導を受けたり、体験活動をしたりする民間施設。

目標1：自他の命を大切にし、高い志と思いやりの心を持つ、心身ともに健やかな人間を育む。

基本方向2 健やかな体の育成

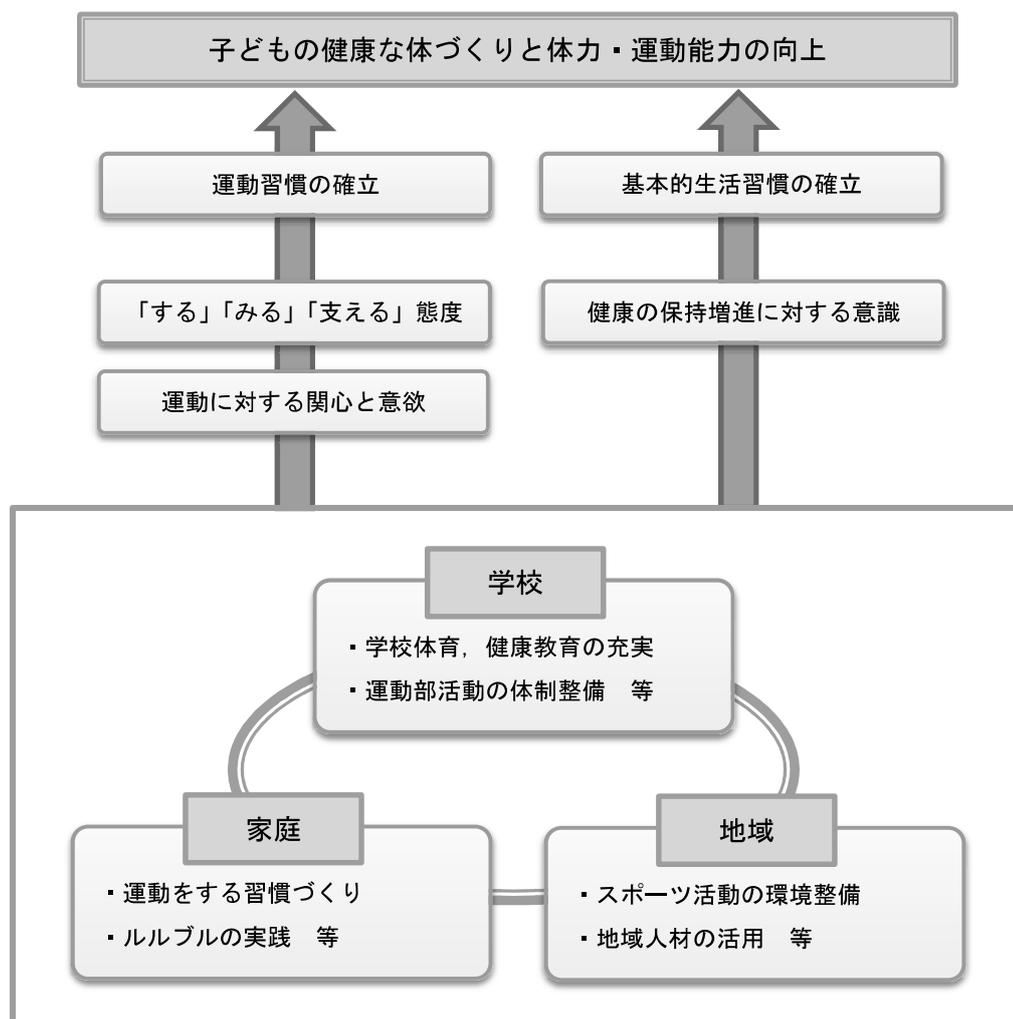
<方向性>

- ・ 生涯にわたり健康で活力ある生活を送るため、⑫学校・家庭・地域の連携・協働のもと、教育活動全体を通じて心身の健康の保持増進を図ります。また、体を動かす楽しさや喜びを感じることを通して、運動習慣の定着につなげるとともに、学校体育の充実を図り、体力・運動能力の向上に取り組みます。
- ・ 食を通した心身の健全な育成に向けて、子どもの頃から望ましい食習慣を身に付け、実践するため、食育の総合的な推進を図ります。
- ・ 児童生徒の心身の健康を保持増進させるため、家庭、地域の関係機関と連携して学校保健の充実を図ります。

(1) 健康な体づくりと体力・運動能力の向上 重点的取組4

- ・ 健康な体づくりのため、子どもの基本的な生活習慣の定着を図るとともに、体力・運動能力は、幼児期からの運動遊びに大きく起因することから、子どもの成長段階に応じて⑬楽しく運動ができる取組や、運動習慣の確立に向けた取組を推進します。
- ・ 学校教育活動全体を通じて、発達段階に応じた指導を適切に行い、児童生徒の心身の健康の増進を図るとともに、基礎的な身体能力や知識を身に付け、生涯にわたって運動に親しむことができるよう、体力・運動能力の向上に向けた学校体育の充実を図ります。
- ・ 児童生徒の体力低下の原因を踏まえ、運動や健康維持の重要性、外遊びの大切さ、スポーツの楽しさなどを児童生徒及び保護者に発信し、体力・運動能力の向上、健康の保持増進に対する意識の高揚を図ります。
- ・ 学校の運動部活動は、児童生徒の体力・運動能力の向上に有効であるとともに、児童生徒の自主性、協調性及びフェアプレー精神を育むなど教育的効果も大きいことから、外部人材の活用などにより、児童生徒が興味関心のあるスポーツに取り組める体制の整備を図ります。
- ・ 2020東京オリンピック・パラリンピック開催を契機に、運動を「する」「みる」「支える」態度の一層の充実を図ります。

<子どもの健康な体づくりと体力・運動能力の向上>



(2) 食育の推進

- 宮城県の多彩で豊富な食材や地域の伝統的な食文化を生かしながら、健全な食生活と心身の健康増進及び食材の理解と食文化の継承を通じた豊かな人間形成を目指し、次世代へ伝えつなげる食育を総合的に推進します。
- 児童生徒が主体的に望ましい食習慣を身に付けられるよう、^⑩学校給食を生き教材として活用し、各教科との関連を図りながら「食に関する指導に係る全体計画」に沿って年間指導計画を整備し、食育を推進します。
- ^⑮宮城の食材を使用した地域の伝統的な郷土料理や行事食を積極的に学校給食に取り入れるとともに、農林漁業体験や収穫した野菜を使用した調理実習などの機会を設けて地域の生産者との交流にも取り組むなど、宮城の食材や食文化についての理解と関心を深めます。

- 学校において、食に関する指導に当たる栄養教諭を配置し、食育や食に関する指導体制の整備を進めるとともに、栄養教諭及び学校栄養職員の専門職としての知識や技術に関する研修を行い、その資質の向上を図ります。
- 食に関する基本的な知識や所作を身に付ける場として、家族などと一緒に食卓を囲むことの意義など、^⑩「食の大切さ」に関する情報発信を推進します。

(3) 心身の健康を育む学校保健の充実

- 各学校において、児童生徒に対する健康診断、環境衛生検査、保健教育等に関する学校保健計画を策定し、児童生徒の健康の保持増進を図るとともに、家庭、地域の医療機関をはじめとする関係機関と連携して学校保健の充実を図ります。
- 学校の教育活動全体を通じて、子どもたちに自分の心と体に関心を持たせ、食事・睡眠・運動の大切さを理解させるため、保健教育の充実を図ります。

目標 2：夢や志の実現に向けて自ら学び、自ら考え行動し、社会を生き抜く人間を育む。

基本方向 3 確かな学力の育成

<方向性>

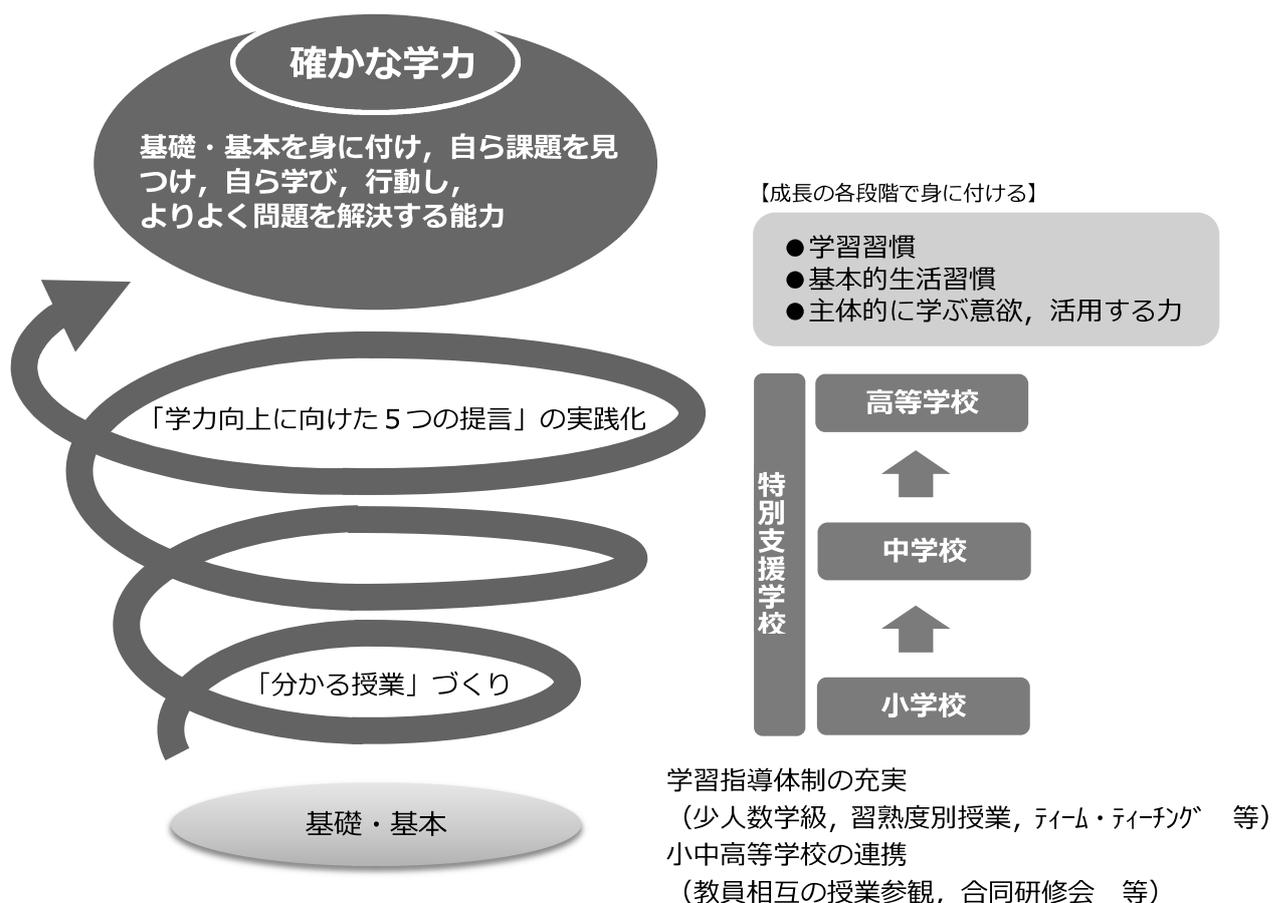
- ・ 子どもたちが分かる喜びや楽しさを実感し、充実した学校生活を送り、一人一人が志を抱いて希望する進路を実現していくため、自らの可能性を最大限伸ばせるよう、基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得を図るとともに、^⑦創造的な思考力を育て、学んだことを活用して自ら考える「確かな学力」を育成します。
- ・ 国際化が進展する中で、日本人としてのアイデンティティや他国の文化を理解する姿勢と、世界の人々と積極的にコミュニケーションが行える能力を育成するとともに、その手段の一つとして英語教育を推進します。
- ・ 急激な社会の変化の中、ICT教育、環境教育、シチズンシップ教育等を通して、社会への対応力、生き抜くための力を育成します。

(1) 基礎的・基本的な知識・技能の定着と活用する力の伸長

重点的取組 5

- ・ 家庭との密接な連携のもと、児童生徒の学習習慣の定着を図るとともに、課題の発見と解決に向けて主体的・協働的に学ぶ学習(アクティブ・ラーニング)や、教育活動全体を通じた志教育の推進などにより、学ぶ意義や有用性を実感させ、児童生徒の主体的に学ぶ意欲と学んだことを活用する力を育みます。
- ・ 学力の土台となる子どもの基本的な生活習慣の確立に向けて、ルルブル運動^{*18}をはじめとした取組を推進するとともに、携帯やスマートフォンなどの過度な利用の注意喚起を図る取組を行います。
- ・ 学年段階や児童生徒一人一人の習熟状況に応じて、少人数学級のほか習熟度別授業やチーム・ティーチング^{*19}などの学習指導体制の充実を図り、「分かる授業」づくりに取り組みます。また、一人一人の長所や強みを最大限に生かす視点を持ち、^⑧優れた才能や個性を伸ばす教育を実践します。
- ・ 異校種間で教員相互の授業参観や合同研修会を実施するなど、学びの連続性を踏まえ、小・中・高等学校の連携強化を図ります。
- ・ 児童生徒の学習状況を把握し、PDCAサイクル^{*20}に基づいた授業改善を推進するため、学力・学習状況調査の一層の活用を行います。

<確かな学力の育成>



(2) 国際理解教育の推進

- ・ 他国の文化、生活習慣等を理解し互いを尊重して共に生きていくための能力や態度を育成するため、教員研修や外国語指導助手の適切な配置、^⑩ デジタル教材の活用などにより小学校段階からの外国語活動を推進するとともに、小学校、中学校及び高等学校を通じ、国際共通語である英語力の向上に向けた教育の充実を図ります。
- ・ 外国人との交流活動や海外留学など、国際的視野を深める体験活動等の充実を図ります。
- ・ 帰国・外国籍児童生徒など日本語の理解が不十分な児童生徒に対し、日本語指導の教員の配置や学習面及び学校生活面におけるきめ細かい支援を行います。

^⑩ (3) ICT (情報通信技術) 教育の推進

- ・ 発達段階に応じた情報モラル教育を含む情報教育の充実を図り、情報化社会・グローバル社会において、^⑪ 情報活用能力を身に付け主体的に学び・考え・行動する児童生徒を育成します。

- ・ 教科指導におけるICT活用を進めるため、「MIYAGI Style (みやぎスタイル) ※21」を推進します。
- ・ 校務の情報化や学校におけるICT教育環境の整備を推進し、安心、快適にICTを活用できる基盤の構築を進めます。

(4) 時代の要請に応えた教育の推進

- ・ 宮城の豊かな自然を生かした体験活動などを通じて、人間と環境との関わりについて理解を深め、生命を尊重し自然を愛する心を育む、地域に根ざした環境教育を推進します。また、環境問題を自らの問題として、地域の環境から課題を発見し、主体的・協働的に解決する態度や、環境に配慮した行動を進んでとる態度を養います。
- ・ 児童生徒一人一人が、民主主義を支える一員であることを理解・実践するために必要な知識・スキル・価値観を身に付けられるよう、シチズンシップ教育※22を推進します。

※18「ルルブル運動」:

子どもの健やかな成長に必要な「ルルブル(しっかり寝ル・きちんと食ベル・よく遊ブで健やかに伸びル)」の普及啓発を図るため、家庭のみならず、学校・地域・企業・民間団体などがお互いに協力し、社会全体で進めている取組。

※19「ティーム・ティーチング」:

複数の教師が指導計画の作成、授業の実施、教育評価などに協力してあたること。

※20「PDCAサイクル」:

Plan(立案・計画)、Do(実施)、Check(検証・評価)、Action(改善)の頭文字を取ったもの。行政政策や企業の事業活動に当たって計画から見直しまでを一貫して行い、さらにそれを次の計画・事業に生かそうという考え方。

※21「MIYAGI Style (みやぎスタイル)」:

「教科指導におけるICTの活用」として、今後、県立学校や市町村教育委員会に対し、普及や定着を目指していく県教育委員会としての提案のこと。

ICTを活用した学習形態には、「一斉学習」、「協働学習」、「個別学習」があり、本県においては、比較的取り入れやすい一斉学習から取り組む「MIYAGI Style (みやぎスタイル)」を本県の「教科指導におけるICT活用」のベースラインとするもの。

「MIYAGI Style (みやぎスタイル)」では、教員がタブレットパソコン、プロジェクターなどのICT機器を活用し、ICTの活用が効果的など、従来の指導法と併用しながら授業を展開する。効果としては、教材を大きく掲示することや動画・音声などの活用により、学習に対する興味や関心を高め、理解を助けるなどの効果とともに、教科書などの長文を板書する時間が削減されるため、その時間を問題演習や言語活動、アクティブ・ラーニングなど、他の学習活動に活用できるといった効果も期待できるほか、本県の課題である「ICT環境の整備」や「教員のICT活用指導力の向上」も図れるなどのメリットがある。

※22「シチズンシップ教育」:

市民としての資質・能力を育成するための教育。他人を尊重すること，個人の権利と責任，人種・文化の多様性の価値など，社会の中で円滑な人間関係を維持するために必要な能力を身に付けさせる。

目標 2：夢や志の実現に向けて自ら学び，自ら考え行動し，社会を生き抜く人間を育む。

基本方向 4 幼児教育の充実

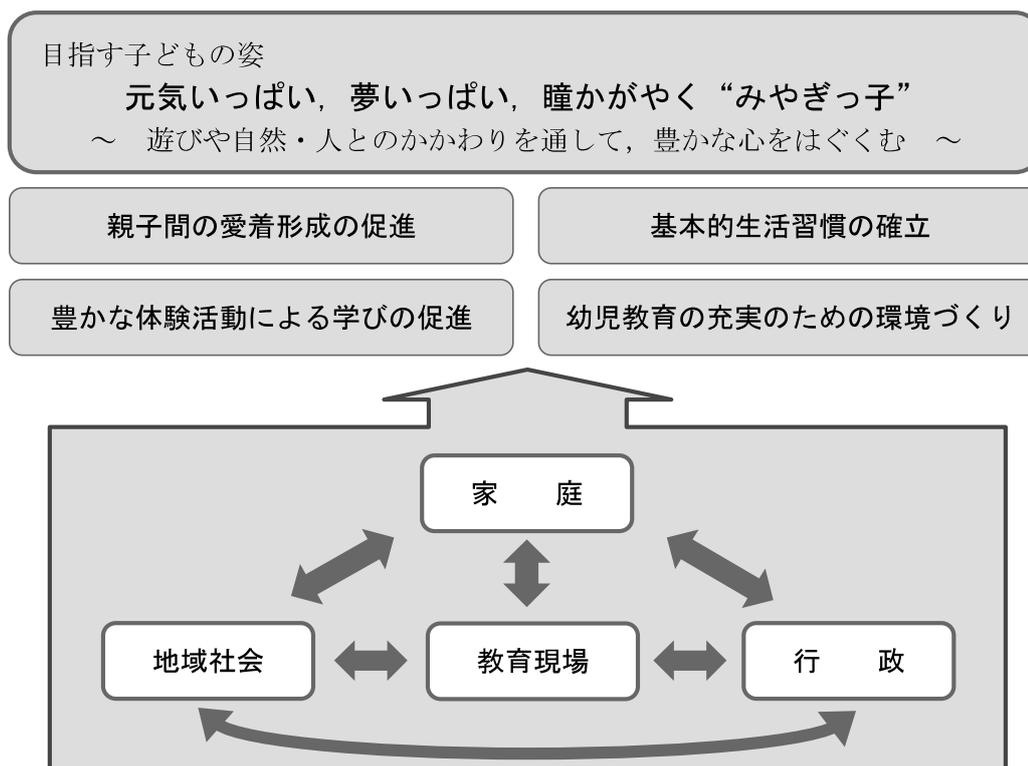
<方向性>

- ・ 幼児教育は，生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることから，幼児期を「学ぶ土台づくり」の時期としてとらえ，家庭，幼稚園，保育所等のいずれにおいても充実した幼児教育が行われ，小学校へ入学する時期までに，子どもたちが豊かな心情や学ぼうとする意欲，健全な生活を送る態度などを身に付けることを目指します。

(1) 幼児期における「学ぶ土台づくり」の推進 重点的取組 6

- ・ 親子間の愛着形成の促進，基本的な生活習慣の確立及び豊かな体験活動による学びの促進を図り，人格形成の基礎となる人とのかかわる力，思考力，感性や学ぼうとする意欲など，幼児期における「学ぶ土台づくり」の推進に取り組みます。
- ・ ^②学ぶ土台づくりの場として重要な役割を持つ家庭の教育力の向上に向けて，^②親としての「学び」と「育ち」を支援するため，保護者向け研修会やワークショップの開催などにより，家庭教育支援を行います。→ P.59 基本方向 9 重点的取組 13

<本県幼児教育の展開イメージ>



(2) 幼児教育の充実のための環境づくり

- ・ 幼稚園，保育所及び認定こども園などと小学校との合同研修や相互交流，カリキュラム編成等を通し，幼・保・小の連携強化を図るとともに，発達や学びの連続性を踏まえた小学校への円滑な接続を目指します。
- ・ 幼児期の教育の質を高めるため，社会の変化等に対応しながら将来の学習の基礎を作る幼児教育を担う幼稚園教員や保育士等の資質の向上を目指し，大学や関係機関と連携しながら研修の充実を図ります。
- ・ 各地域において幼児教育の推進を中心的に担う人材を育成し，教育現場のニーズに合わせたアウトリーチ型の研修を推進します。

(3) 幼児教育の推進に向けた体制づくり

- ・ 保健福祉部門と教育部門との緊密な連携のもとで，幼児教育から義務教育，高校教育までを教育の視点から一貫して支える体制づくりを推進します。